

ヘッセン州制限措置（3月4日以降）

1. 感染予防措置

●ヘッセン州では、3月4日および3月7日より、以下の措置が適用されます。（但し医療用マスクの着用義務は継続）

（1）3月4日より適用

（ア）屋外行事

最大2万5千人が参加可能。収容人数は、501人目から最大許容人数の75%に制限。11名以上が集まる場合は3Gルールを適用、501名以上が集まる場合は2Gプラス・ルールを適用。

（イ）屋内行事

最大6千人が参加可能。収容人数は、501人目から最大許容人数の60%に制限。11名以上が集まる場合は3Gルールを適用、501名以上が集まる場合は2Gプラス・ルールを適用。

（ウ）以下の場所では3Gルールを適用

- スポーツ施設、フィットネススタジオ、サウナ、スイミングプール
- 動物園・植物園・テーマパークの屋内施設
- カジノ、ゲームセンター
- 城郭、美術館、ギャラリー、記念館
- 身体接触のあるサービス業
- 宿泊施設
- 飲食店（屋外含む）

（エ）クラブ・ディスコ

2Gプラス・ルールの下、営業再開可能

（2）3月7日より適用

学校における着席時のマスク着用義務を撤廃

●隔離措置については、下記在ドイツ日本国大使館ホームページをご覧ください。

https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html#04bouekitaisakuD3

参考1：(ヘッセン州政府プレスリリース)：

<https://www.hessen.de/presse/landesregierung-erneuert-corona-schutzverordnung>

参考2：(ヘッセン州州令)

https://www.hessen.de/sites/hessen.hessen.de/files/2022-03/LF%20CoSchuV%20%28Stand%2004.03.22%2001%29neu_barrierefrei.pdf

2. 検疫措置

下記在ドイツ日本国大使館ホームページをご覧ください。

https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html#04bouekitaisakuD2